

医師による病状説明等の 勤務時間内実施について

医師の長時間労働による健康被害が大きな社会問題となっています。

厚生労働省「医師の働き方改革」のなかでも、医師の長時間労働改善に向けた取り組みが求められています。

当院では医療の質や安全を確保しつつ、持続的に医療を提供していくため、医師の負担軽減と労働時間短縮に向け、取り組んでおります。

つきましては、患者・ご家族の皆さまへの医師による病状説明は、医師が緊急と認めた場合をのぞき、下記のようにさせていただきます。

病状・治療方針などの説明対応時間

●平日（担当医師の勤務日）の

勤務時間内（8:30～17:00）に行います。

◇上記時間外に説明を求められてもお断りする場合があります。

◇ただし、医師が緊急と認めた場合はこの限りではありません。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

令和7年4月

社会医療法人 岡本病院(財団)
くみやま岡本病院 病院長



社会医療法人 岡本病院(財団)

くみやま岡本病院